(b)「締約国」とは、次のものをいう。
(i) 第三十四条（効力発生）の規定に従ってこの条約が効力を有する国
(ii) 第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認）1(b)又は(c)の規定に従ってこの条約に署名した地域であって、第三十四条（効力発生）の規定に従ってこの条約が効力を有するもの
(c)「当事国」とは、対象租税協定の当事者をいう。
(d)「署名国」とは、この条約に署名した国又は地域であって、この条約が効力を有していないものをいう。

2　締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、関連する対象租税協定において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。

第二部　ハイブリッド・ミスマッチ

第三条　課税上存在しない団体

1　対象租税協定の適用上、いずれかの当事国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の当事国における課税上当該一方の当事国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の当事国の居住者の所得とみなす。

2　一方の当事国の居住者が取得する所得であって対象租税協定の規定に従って他方の当事国において租税を課することができるものについて所得に対する租税を免除すること又は納付される所得に対する租税の額を控除することを当該一方の当事国に求める当該対象租税協定の規定は、当該所得が当該他方の当事国の居住者によって取得されるものであることのみを理由として当該対象租税協定の規定に従って当該他方の当事国において租税を課することができるものである限りにおいて、適用しない。

3　一又は二以上の締約国が第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用）3(a)の規定に基づく留保を付する対象租税協定については、1に第二文として次のように加える。

この1の規定は、いかなる場合にも、一方の当事国が当該一方の当事国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

4　1の規定（3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）は、いずれかの当事国の租税に関する法令の下において課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得が一方の当事国の居住者の所得として取り扱われるか否かについて対象租税協定の規定（一般的な規則を規定するものであるか特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものであるかを問わない。）が対処する限りにおいて、当該規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

5　締約国は、次の権利を留保することができる。
(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
(b) 4に規定する規定を含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
(c) 4に規定する規定であって、当事国以外の国若しくは地域において設立された団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得について対象租税協定に基づく特典を与えないことを規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
(d) 4に規定する規定であって、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
(e) 4に規定する規定であって、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定し、かつ、当事国以外の国若しくは地域において設立された団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得について対象租税協定に基づく特典を与えないことを規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利
(f) 対象租税協定について、2の規定を適用しない権利
(g) 4に規定する規定であって、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものを含む対象租税協定についてのみ、1の規定を適用する権利

6　5(a)又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4に規定する規定（5(c)から(e)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る。）を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。締約国が5(g)の規定に基づく留保を付する場合には、第一文に規定する通告は、当該留保の対象となる対象租税協定に限る。全ての当事国が対象租税協定の規定について当該通告を行った場合には、1の規定（3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）は、4に規定する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定（3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）は、当該対象租税協定の規定が1の規定（3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第四条　双方居住者に該当する団体

1　対象租税協定の規定によって二以上の当事国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、これらの当事国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、当該対象租税協定の適用上その者が居住者とみなされる当事国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、当該対象租税協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除（これらの当事国の権限のある当局が合意する範囲において、及びこれらの当事国の権限のある当局が合意する方法によって与えられるものを除く。）を受けることができない。

2　1の規定は、個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合にその者を一の当事国の居住者として取り扱うか否かを決定するための規則を規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。ただし、1の規定は、二元上場法人に関する取決めに参加する法人が居住者とみなされる当事国について明示的に規定する対象租税協定の規定については、適用しない。

3　締約国は、次の権利を留保することができる。
(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
(b) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることによって既に対処している対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
(c) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることなく対象租税協定に基づく特典を与えないことによって既に対処している対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
(d) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることによって既に対処しており、かつ、そのような合意に達することができない場合における対象租税協定の下でのその者の取扱いを規定する対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
(e) 対象租税協定の適用上、1の第二文を次のように代える権利
そのような合意がない場合には、その者は、当該対象租税協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。
(f) (e)の規定に基づく留保を付する締約国との間の対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

4　3(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定（3(b)から(d)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る。）を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。